

地球温暖化対策計画（事務事業編） 計画骨子の概要

1. 計画の基本的事項

計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、令和 4(2020)年 12 月に表明した、令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「丹波市ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、市の事務事業の省エネルギー化と温室効果ガスの削減を一体的に推進することを目的とします。
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に定められた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定します。 また、本市は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第 7 条に定める「特定事業者」であることから、事務事業におけるエネルギーの使用の合理化や非化石エネルギーへの転換を推進する計画として策定します。 更に、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」における行政の率先行動計画と位置付けます。
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間は、令和 6（2024）年度を初年度とし、国及び県の計画期間を踏まえて、令和 12(2030)年度を目標年度とします。なお、社会経済情勢や環境問題の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
計画の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、市が管理する全事務及び事業（指定管理施設含む）を対象とします。また、外部委託する事務事業については、受託者等に対して、温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請します。

2. 第三期計画（計画期間：2019～2023 年度）の達成状況

○第三期丹波市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】では、「省エネルギーの推進」「ごみの減量」「電気 CO₂ 排出係数低減」により令和 5(2023)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 21.2%削減（排出量 16,447t-CO₂）することを目標としていましたが、令和 4(2022)年度排出量より、ほぼ目標を達成したと評価されます。

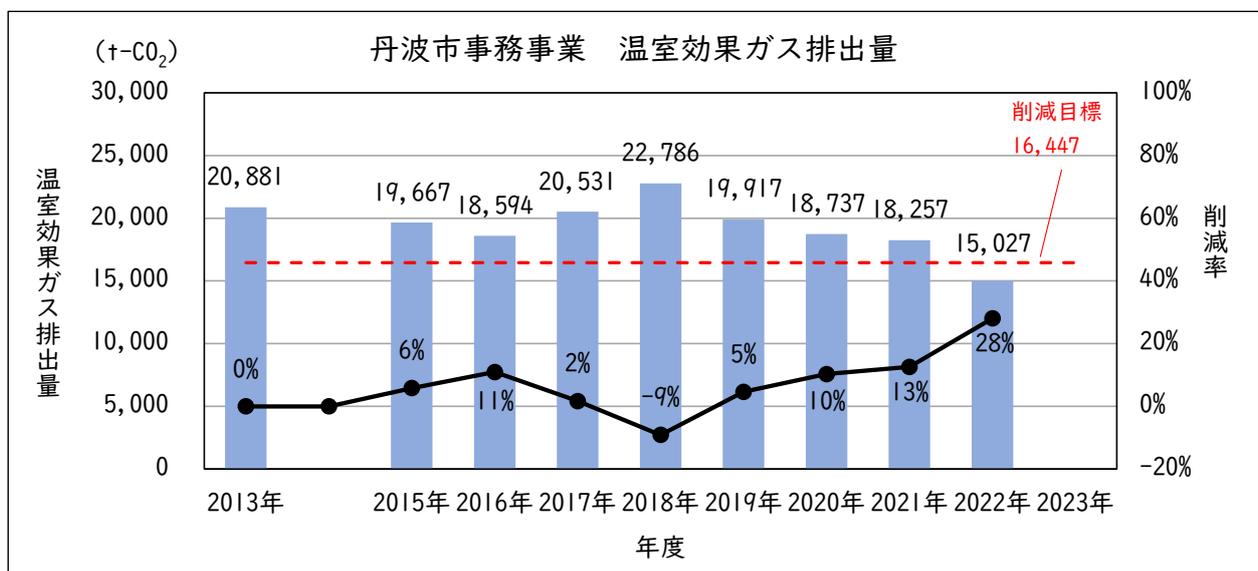


図-1 丹波市事務事業の温室効果ガス排出量の推移

3. 温室効果ガス排出量の現状と課題

○丹波市の事務事業による温室効果ガス排出量の約 1/2 がエネルギー起源二酸化炭素であり、プラスチック類の焼却処理に伴い発生する非エネルギー起源二酸化炭素が約 1/4、その他の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFCs)が約 1/4 を占めています。要因別では、電気の使用が 45.4%、廃棄物の焼却が 26.6%、排水処理が 21.3% を占めています。

○排水処理に伴う温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素)の大幅な削減は難しいため、①電気の使用量の削減、②電気 CO₂ 排出係数の低減^{*}、③廃プラスチック焼却量の削減が課題と考えられます。
※各施設が極力 CO₂ 排出係数の低い電気事業者を選定することで、市全体の平均 CO₂ 排出係数を低減すること。

4. 削減目標

○削減目標は、政府実行計画を踏まえ、2013 年度比 50%削減を軸に検討します。

○「②電気 CO₂ 排出係数の低減」について、国の令和 12(2030)年度排出係数目標値 (0.250kg-CO₂/kWh) を達成すれば、平成 25(2013)年度比で 35% (7,372 t-CO₂) の排出削減が見込まれます。

○目標を平成 25(2013)年度比 50%削減とした場合、残り 15% (3,069t-CO₂) を「①電気使用量の削減」、「③廃プラスチック焼却量の削減」、「④その他の取組」で積み上げることを検討します。

政府実行計画の改定

■ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画 (温対法第20条)

■ 今回、目標を、2030年度までに**50%削減** (2013年度比) に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

<p>太陽光発電 設置可能な政府保有の建築物 (敷地含む) の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを旨とする。</p> 	<p>新築建築物 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。 <small>※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネを図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物</small></p>
<p>公用車 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック (使用する公用車全体) でも2030年度までに全て電動車とする。 <small>※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</small></p> 	<p>LED照明 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。</p> <p>再エネ電力調達 2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。</p>
<p>廃棄物の 3 R + Renewable プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3 R + Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。</p>	 <p style="text-align: right;"><small>合同庁舎5号館内のPETボトル回収機</small></p>

5. 目標達成に向けた取組内容

【今後の検討方針】

○『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領』を参考に取組の方向性、内容を検討します。

- 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組
- 建築物の建築、管理等に当たった取組
- 財やサービスの購入・使用に当たった取組
- その他の事務・事業に当たった温室効果ガスの排出の削減等への配慮
- ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等